株式会社主人公
身体拘束適正化検討委員会設置規程

1. 設置の目的
障害者総合支援法等においては、身体拘束は原則として禁止されており、身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけではなく、拘束される障がいのある利用者の QOL（生活の質）を根本から損なう危険性があります。障がいのある人の人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢に立ち「身体拘束ゼロ」を目指して取り組むことを目的とします。

２．委員会の検討、調整事項
(1)　生活状態の把握と分析に関すること。
(2)　代替的な方法の検討に関すること。
(3)　緊急やむを得ない場合の対応に関すること。
(4)　身体拘束を必要としない状態の実現に関すること。
(5)　施設設備・生活環境の整備に関すること。

３．委員会の構成、委員会の構成は、次の職にあるもので構成する。
(1)事業場の責任者(代表取締役、管理者等)
(2)サービス管理責任者、相談支援専門員等
(3)その他必要と思われる職にある者を加えることができる。

４．委員会の議長
（１）委員会の議長は、代表取締役が指名した者が行う。
（２）議長が出席できない場合は、あらかじめ議長が指名した委員が代行する。

５．委員会の開催
（１）委員会は、身体拘束の措置が発生する必要に応じて開催するものとする。
（２）継続する場合は、原則３か月ごとに開催する。

６．委員会の庶務 委員会の庶務は、事業場の責任者が行う。

７．その他
この委員会の運営に関し、この規程に定めのない事項について必要な事項が生じた場合は、代表取締役が別に定める。

（附則）　この規程は、令和　3 年 10 月 1 日から施行する。